

平成 19 年 2 月 15 日

各 位

西日本シティ銀行

～ 全国地銀初のサービス開始～

「有料老人ホーム入居一時金保全信託」信託契約代理店業務の取扱について

株式会社 西日本シティ銀行(頭取 久保田 勇夫)は、本格的な高齢化社会の到来を迎え、今後も増加が予想される「有料老人ホーム」の入居者および運営事業者をサポートするため、株式会社りそな銀行と提携して「入居一時金保全信託」紹介サービスの取扱を開始しますのでお知らせいたします。

「入居一時金保全信託」信託契約代理店業務は、全国の地方銀行でも当行が初めての取扱となります。

また、今回第一号の取扱として有料老人ホーム「くましろ・いづみ館」の入居一時金について信託契約に基づく保全措置を実施いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. サービス導入の背景

- (1) 平成 18 年 4 月の老人福祉法改正により、入居者保護の充実を図るため、有料老人ホームの事業者には、倒産等で入居一時金の返還義務を負う場合に備えた、入居一時金の保全措置(上限 500 万円)が義務付けられました。
- (2) 有料老人ホームの開設者が入居一時金を預かる場合、指定された方法(別表)による保全措置を行うことが求められています。

2. 導入するサービス

「入居一時金保全信託」(りそな合同運用指定金銭信託)

- ・ 有料老人ホーム事業者が、信託業務を営む金融機関と、一時金を支払った入居者を受益者とする信託契約を締結することにより、入居一時金の保全を行います。
- ・ 当行は信託契約代理店として、りそな銀行の入居一時金保全信託(合同運用指定金銭信託)の紹介(媒介業務)を実施します。

3. サービス導入のメリット

- (1) 有料老人ホーム事業者は、入居者から受領した入居一時金を費消せず、信託方式を採用して分別管理することで、健全性・透明性をアピールすることが可能となり、もちろん入居者にとっても事業者に対する信頼感が増します。
- (2) 入居一時金の保全方法は数種指定されていますが、具体的商品として定型化された保全サービスを準備することにより、事業者にとっても保全方法の選択に伴う比較が容易となります。

3. 所属信託兼営金融機関

株式会社 りそな銀行

4. 取扱店舗

当面、信託契約代理店業務取扱店舗の3営業部（本店営業部、北九州営業部、久留米営業部）としますが、順次拡大予定です。

5. ニーズ対応体制

当行では、信託業務の担当者3名、医療ファイナンス担当者5名を法人営業部へ配置しており、医療福祉関連に対するさまざまなご相談に対応しております。本サービスについても、相談業務の中でお客様のニーズに対応して、契約信託銀行へのお取次（媒介）サービスを行ってまいります。

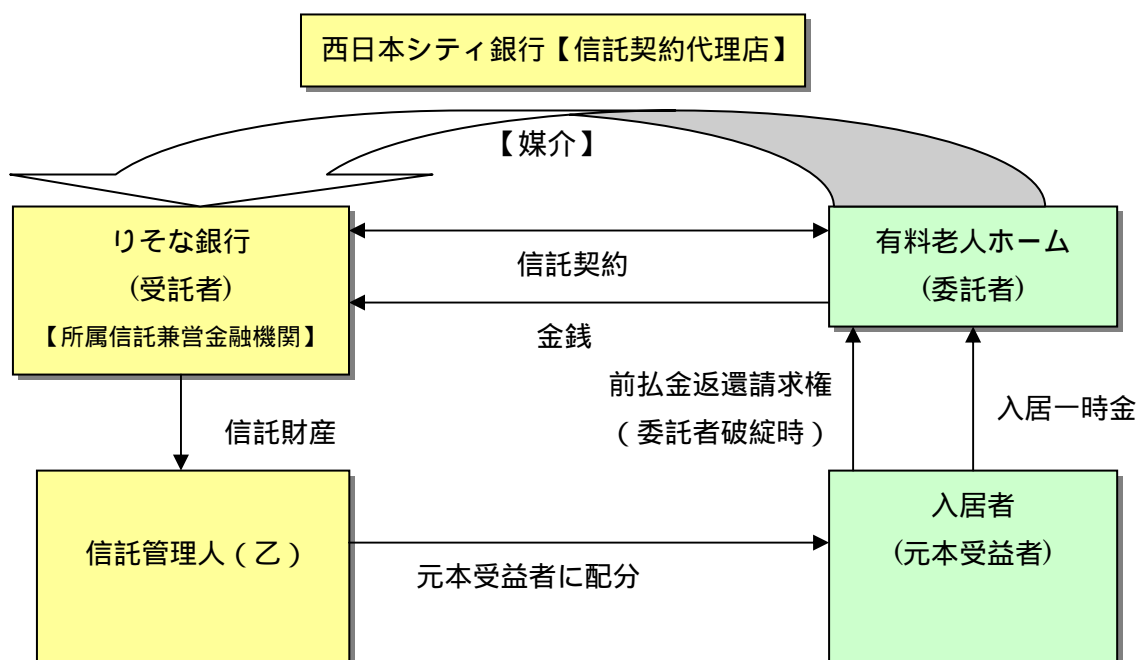
6. 介護事業への当行の取組について

有料老人ホームのマーケットは、平成12年に介護保険がスタートし、平成14年からの開設が急増する傾向にあり、福岡都市圏だけでも以下のように増加が加速しています。

平成14年	9施設・定員1,037人
平成15年	19施設・定員1,791人
平成16年	38施設・定員2,819人
平成17年	55施設・定員3,826人

医療制度改革において療養病床の削減が予定され、医療法の改正に伴い医療法人の有料老人ホーム経営も平成19年4月以降認められるなど、今後も、有料老人ホームの新設は増加することが予想されます。当行は、医療分野はもちろん介護分野への取組の強化を掲げており、今後も事業者のさまざまなニーズに積極的に対応してまいります。

7. 入居一時金保全信託サービスの概要



「有料老人ホーム入居一時金保全信託」信託代理店業務の第一号取扱の概要

医療法人三井会（久留米市 理事長 神代 弘道）が母体となる有限会社くましろサービスが経営する「くましろ・いづみ館」で有料老人ホームの入居一時金について、信託契約により分別管理を行って保全措置を実施します。

【施設の概要】

施設名称	有料老人ホームくましろ・いづみ館(事業会社 有限会社くましろサービス)
所在地	久留米市新合川1丁目9-12
施設種類	介護付有料老人ホーム(一般型特定施設)
関連病院	医療法人三井会 理事長 神代 弘道 久留米市北野町八重亀 382-1
事業開始	平成 19 年 2 月 16 日
連絡先	医療法人 三井会 濱浦 TEL0942-78-3177

【別表】

老人福祉法改正の内容（入居一時金の保全措置を法令で義務付け）

(1)保全措置の対象となる費用の内容

名称を問わず、家賃・施設の利用料・サービスの供与の対価として収受するすべての費用。ただし、家賃 6 ヶ月分に相当する額を上限とする敷金は対象外。

(2)保全の範囲

500 万円か返還債務残高か何れか低い方（入居者 1 人につき）

(3)保全の方法(平成 18 年 4 月以降)

保全金額の供託所への供託

銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証

指定格付機関による特定格付が付与された親会社による保全金額相当部分への連帯保証

信託業務を営む金融機関への一時金を支払った入居者を受益者とする信託契約

保全金額に相当する部分を保険会社がうめることを約束する保証保険

上記に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの（全国有料老人ホーム協会の基金制度）

本件に関するお問い合わせ先

西日本シティ銀行 法人営業部 緒方・中島 TEL092-476-2754